

地方分権改革について

平成19年5月25日

菅議員提出資料

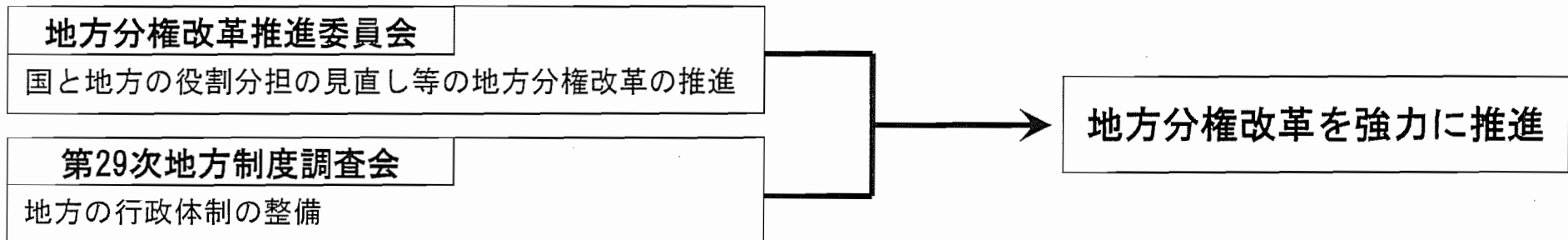
I 新地方分権一括法の早期制定に向けて

1 地方分権改革推進法に基づき地方分権改革を推進

- 内閣府に設置された地方分権改革推進委員会において検討・審議
 - 3年の時限で集中的かつ一体的に改革を推進し、「新地方分権一括法案」を提出
- 強力なリーダーシップのもと政府一体となって改革に取り組む
- 国と地方の役割分担の見直しを徹底して行い、権限移譲の推進、事務の義務付け・枠付けの見直し、関与の見直し等に取り組む
 - 地域に係る行政各分野においてゼロベースで見直し

2 地方の行政体制の整備

- 地方分権改革を進めるに当たっては、地方公共団体が今まで以上に国民から信頼され、かつ、国からも任せられる存在になることが極めて重要。
 - 「監査機能の充実・強化」、「基礎自治体の在り方」等の地方が自立と責任を確立するための行政体制の整備のための方策について、第29次地方制度調査会を立ち上げ検討・審議。



Ⅱ 地方税財政の改革

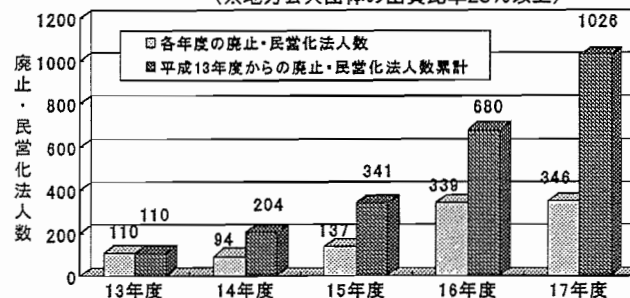
1 地方分権にふさわしい地方一般財源の充実確保

- 国と地方の役割分担の見直し等に応じ、交付税、補助金、税源配分の見直し等を一体的に検討
- 地域間の税収の偏在を是正しつつ、国と地方の税収比1:1を目指し、地方税を充実
- 地方歳出の抑制に努めつつ、地方税・交付税等の一般財源総額を充実確保

2 財政規律の徹底

- 公会計を早期に整備し、第三セクター等も含めた総合的な財政情報の開示を徹底
- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」に基づき、地方の自己規律による財政健全化を促進
- 第三セクターについて、廃止、民営化等への支援体制を構築するなど、改革を強力に推進

【参考】 第三セクター等の廃止、民営化の状況
(※地方公共団体の出資比率25%以上)



3 交付税改革の推進

- 新型交付税を平成19年度導入
- 「頑張る地方応援プログラム」を実施し、成果指標をもとにした交付税算定を導入
- 今後3年間の交付税推計方法を作成し、地方公共団体に周知
- 不交付団体の着実な増加

【参考】 不交付団体（市町村）の増加状況

- ・ 20万人以上不交付団体割合
H^⑫ 8団体/105 → H^⑱ 33団体/112
- ・ 不交付団体人口比率
H^⑫ 11.5% → H^⑱ 25.9%

Ⅲ 地方分権を支える偏在度の小さい地方税体系の構築

地方税を充実し、偏在度の小さい地方税体系を構築する

本年秋以降の消費税を含む税体系の抜本的改革や地方分権改革を通じ、

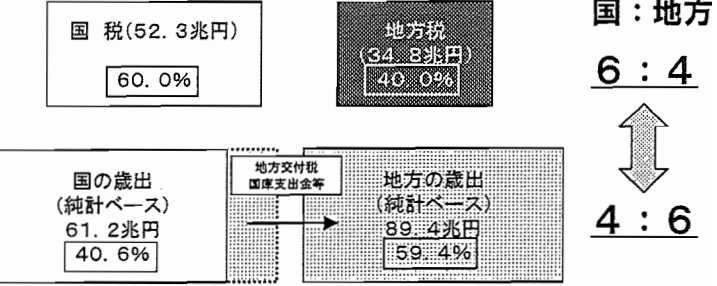
➢国と地方の歳出比(4:6)を踏まえ、税源移譲を含む税源配分の見直しを行い、当面、国と地方の税収比1:1を目指して、地方税を充実

➢地域間の偏りが最も小さい地方の基幹税である地方消費税の充実などにより、できる限り偏在度の小さい地方税体系を構築

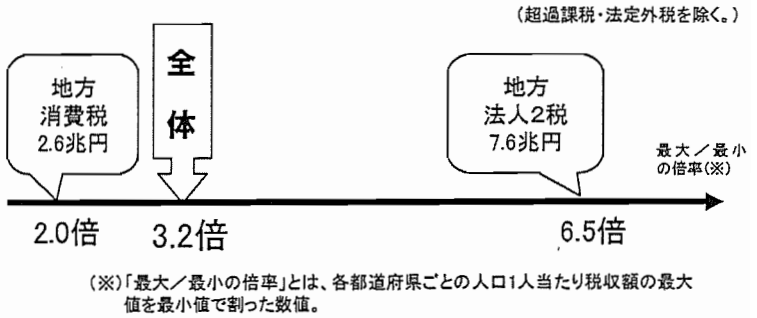
➢地方消費税の充実とあわせ、法人課税の国・地方の配分のあり方の見直しなどにより、税収の偏在を是正

特に、税収の偏在の是正に早急に取り組む

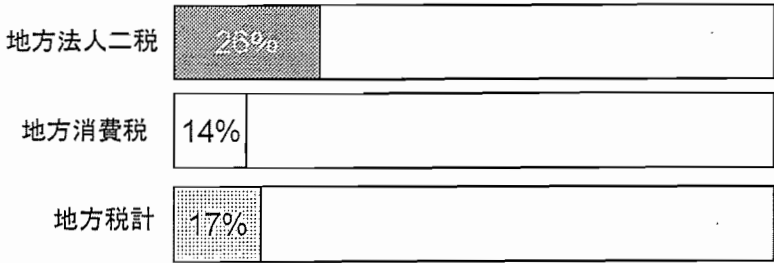
国・地方の税源配分 (H17年度決算)



人口1人当たり税収額の偏在度 (H17年度決算)

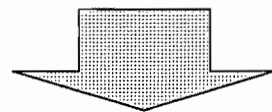


東京都の税収シェア (H17年度決算)



「ふるさと納税」

- 地方の首長等からは、
 - ・都会に出ていった者が地元で成長する際に負担した教育や福祉のコストに対して、何らかの還元ができるしくみはないか
 - ・生涯を通じた受益と負担のバランスをとるべきではないかとの声が高まっている。
- 都会で生活している納税者からも、
 - ・自分が生まれ育ったふるさとに貢献したい
 - ・自分と関わりの深い地域を応援したいとの意見が多く寄せられている。



- ◎ 「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、早急に研究会を立ち上げ
- ◎ 税制改正に間に合うよう、基本的な考え方をとりまとめ

尾身議員提出資料

平成19年5月25日

1. 国と地方の財政状況

○国は総体としての地方よりも極めて厳しい財政状況。
地方も国と同様の厳しい歳出改革を行い、地方交付税を抑制する必要。

◆ 国と地方の債務残高と税収の比率 (平成19年度)

	債務残高	税 収	債務残高の税収 に対する比率
国	607兆円	39.8兆円	15.3倍
地方	199兆円	56.4兆円	3.5倍

◆ 国と地方のプライマリーバランス (平成19年度)

国	▲ 4.4兆円	地方	+ 5.4兆円
---	---------	----	---------

◆ 国と地方の債務残高の増減

	18年度	19年度予算	増 減 額
国	594兆円	607兆円	+12兆円
地方	201兆円	199兆円	▲ 2兆円

○個別地方団体間では大きな財政力格差が存在。
東京の財源超過額は1.4兆円で、財政力指数下位8県の財源不足額とほぼ同額。

◆ 財源超過団体 (2団体) (平成18年度)

	財源超過額
東京都及び23区	1兆4,292億円
愛知県	215億円

◆ 財源不足団体 (45団体)

財政力指数下位8県合計 ▲ 14,469 億円 (平成18年度)

	財源不足額		財源不足額
① 島根県	▲ 1,805億円	⑤ 秋田県	▲ 1,996億円
② 高知県	▲ 1,686億円	⑥ 宮崎県	▲ 1,851億円
③ 鳥取県	▲ 1,268億円	⑦ 沖縄県	▲ 1,938億円
④ 長崎県	▲ 2,307億円	⑧ 和歌山県	▲ 1,618億円

2. 地域間の財政力格差問題への対応

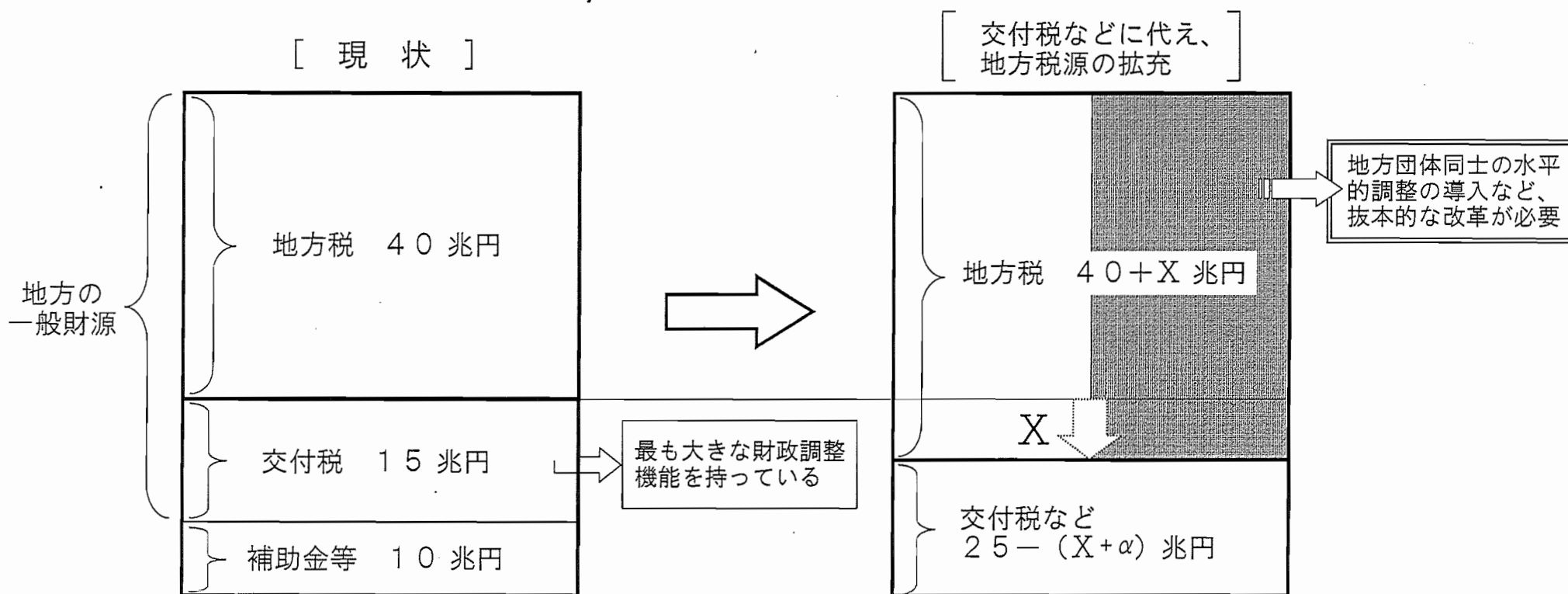
- 上記1の状況の下で、地域間の財政力格差問題は、地方団体間の調整で対応するとの基本的な考え方に立った上で、検討を進めるべき。
- 地域間の財政力格差の最大要因は、地方法人二税の税収が偏在していること（最大/最小：6.5倍）。このため、財政力格差を是正するには、偏在の原因である地方法人二税自体の配分の見直しを検討することが重要。

3. 地方消費税を含めた消費税のあり方

- 消費税の国分（交付税分を除く）の税収は、予算総則により「福祉目的化」され、年金・老人医療・介護の経費に充てられている。今後、少子高齢化が進む中で、社会保障給付や少子化対策に要する費用などを踏まえると、消費税は極めて重要な税目。
- 地方消費税を含めた消費税のあり方については、国・地方の財政状況や消費税の用途等を踏まえ、秋以降の税制改革全体の中で検討すべき課題。

4. 国と地方の税収比について

- どの税目であれ地方税源を拡大すれば、財源超過団体の税収が一層増加してしまう。また、国は総体としての地方よりも極めて厳しい財政状況。従って、国と地方の税収比については、あらかじめ数値を先に設定して取り組むべきものではない。
- 国と地方の業務量の比率(4:6)と税収比率(6:4)との差は、地方交付税などで賄われており、地方に必要な財源は確保されている。業務量の比率に税収比率を近づけるということは、
 - ①地方税を拡大して、その分地方交付税などを削減するということであり、
 - ②それにより、地域間の財政力格差は一層拡大することとなる。



地方税財政改革による自治の確立

平成19年5月25日

伊藤 隆 敏

御手洗富士夫

八代 尚 宏

地方分権改革の中心課題は税財政である。自治体が自ら税を徴収し、住民が負担との見合いで行政サービスを選択することが自治の基本であり、その理想像に近づけるべく、地方税財政を設計しなくてはならない。地方分権改革推進委員会におかれては、次の3つの原則を重視して、税財政改革を検討し、ご提案いただきたい。

原則1 住民の選択が機能し、自治体の努力が生きる税財政にする

- ▶ 自治体の自立とナショナル・ミニマムの確保が両立するよう、交付税が保障している行政内容と行政水準を根本から見直すべきである
- ▶ 地方税・国庫補助金・交付税・地方債を一体で改革し、財政全体が地方分権にかなった姿にすべきである
 - ① 地方税の比重を増やし、住民が支える自治体の姿に近づける
 - ② 国の義務付け、基準付けを最小限にし、自治体が行政サービスの中身を責任をもって決定できるようにする
 - ③ 地方債が隠れた交付税や補助金にならないよう、自治体を選択し規律をもって発行するようにする

原則2 地方分権の時代にふさわしい国税・地方税の設計にする

- ▶ 地方税の本質として、個人住民税（均等割）などを地方税のより中核に据えるべきである

- 現在の標準税率は、年額で県分1,000円、市町村分3,000円と極めて少額。人口1万人の町の場合、個人住民税均等割の税収は年1,500万円程度であり、町長と副町長の給与すら賄えない
- 住民税均等割の税率は自治体の判断で決定できるが、超過課税はもっぱら法人に対して行われている。首長と議会は、投票権をもつ個人に対し、必要な歳出に見合う税負担を説得すべきではないか
- 地方間の偏在度を小さくする工夫を行うべきである
 - 例えば、①偏在度の大きな法人二税について按分を変える方法、②偏在度の大きな法人二税と小さな地方消費税を同額ずつ増減税する方法、③偏在度の大きな法人二税を交付税財源にし、交付税財源である消費税を同額地方消費税とする方法、等が考えられる
- 税源移譲に際して地域間の偏在を拡大させない方法について、地方自治体からも提案を行うべきではないか

原則3 国から地方への財源配分は、予見性・安定性・透明性を重視する

- 国による毎年度の交付税特例措置をやめ、中期的に交付税率分のみ固定する方法を検討すべきである。この間の各年度の調整は、自治体の責任において行う（現状では、毎年の地方財政対策を待たないと交付税額が分からず、自治体は財政運営に困る）
- 交付税の算定をさらに簡素化すべきである

地方分権改革推進に関する緊急アピール

安倍内閣では、「地方の活力なくして国の活力なし」との方針の下、地方分権改革の推進を最重要課題の一つと位置付けており、昨年12月には「地方分権改革推進法」が成立し、本年4月からは「地方分権改革推進委員会」において議論が本格化するなど、第二期地方分権改革に向けた動きが加速しているところである。

真の地方分権を確立するためには、国と地方の役割分担の根本的な見直しを行った上で、その役割分担に応じた事務・権限及び税財源の再配分を一体的に行うことによって地方の自治体経営における自主性、自立性を確保することが不可欠である。

地方自治体は、これまで市町村合併による行政組織の再編統合や国を上回る大幅な定員削減等、行財政改革に懸命に取り組んできたにもかかわらず、地方交付税の大幅な削減等により、極めて厳しい財政運営を余儀なくされているところである。

国におかれては、我々が求める地方分権の意義や地方分権改革推進法に定める基本理念を十分に認識され、途半ばにある地方分権改革について次の事項を一体的に推進し、かつ早期に実現するよう、岡山県自治体代表者会議として緊急にアピールを行うものである。

1 国と地方の役割分担の根本的見直し等

「地方にできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担を根本的に見直し、さらなる国から地方への権限及び事務事業の移譲を進め、併せて国の地方支分部局の廃止・縮小を行うことにより、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化を推進すべきである。

また、地方の自己決定、自己責任の原則を確立するため、国による関与、義務付けの廃止・縮小、国庫補助負担金の廃止を積極的に進めるべきである。その際、国庫補助負担金の廃止は、地方分権の観点から、税財源移譲と一体的に行うべきであり、第二期改革による見直し後も地方が実施する事業については、その所要額すべてを税財源移譲に含め一般財源として措置すべきである。

さらに、地方にかかわる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見が反映されるよう「(仮)地方行財政会議」を法律により設置すべきである。

2 地方交付税の総額確保

国の財政再建を目的とした地方交付税の一方向的な削減は決してあってはならない。国における議論では、地方交付税の抑制や、その保障水準の根本からの見直しなどの主張も見られるが、これらは、地域間の格差をさらに大きく拡大し、単なる地方切り捨てにつながるものであり、地方として到底許容できないものである。

国民・住民に対して必要とされる一定水準の行政サービスの提供を可能とするため、地方自治体の安定的財政運営に必要な地方交付税等の総額は必ず確保されなければならない。また、地方交付税の法定率の引き下げは断じて認められない。

また、地方交付税が地方固有の財源であることを明確にするため、名称を「地方共有税」に変更するとともに、国の裁量により一方向的に削減されることのないよう国の特別会計に直接繰り入れを行うことなどが、是非必要である。

3 地方税源の充実強化と偏在是正

地方の財政基盤を確立するため、国税と地方税の税源配分を5：5とする地方税源の充実強化が必要である。その際には、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していくことが重要であることを踏まえ、地方消費税の充実が最優先で取り組まれるべきである。

また、住所地以外の地方自治体に対し、財政的に貢献したいという思いを生かす仕組みとして、いわゆる「ふるさと納税」の導入等について、国税を含めた幅広い観点から前向きに検討されるべきである。

平成19年5月31日

岡山県自治体代表者会議

岡山県知事	石井正弘
岡山県議会議長	天野学
岡山県市長会会長	竹内洋二
岡山県市議会議長会会長	宮武博
岡山県町村会会長	重森計己
岡山県町村議会議長会会長	西山宣治

地方分権改革推進に関する決議

—— 地方自治の確立と地方交付税の充実強化 ——

平成19年6月5日

地 方 六 団 体
(地方自治確立対策協議会)

地 方 分 権 推 進 連 盟

地方分権改革推進に関する決議

—— 地方自治の確立と地方交付税の充実強化 ——

第二期地方分権改革が本格的にスタートした。

地方分権改革の目標は、「国が決めて地方が従う」という中央集権システムからの転換を図ることで、高齢者や障害者の福祉、子育てや教育、まちづくりなど、人々の暮らしを支える公共サービスに関する地方の役割をより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会を実現することにある。

同時に、文化、産業などの面で地域の個性を活かした多様性と創造性にあふれた社会を実現することにある。

今、多くの地方で高齢化と人口減少が同時進行するなどにより、地域間の格差が拡大している。今後は、地域力を活かして地域を活性化させ、国全体が活力を持つ日本をつくっていくべきである。

このため、「地方にできることは地方が担う」、「自己決定・自己責任」、「地方の自立（律）と連帯」、「国と地方の二重行政の解消」の4つを基本原則として、第二期地方分権改革を強力に推進すべきである。

また、地方交付税は地方固有の財源であり、国の財政再建のための一方的な削減は断じてあってはならない。昨年の「基本方針2006」に示されたとおり、地方交付税の現行法定率を堅持し、地方自治体の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保することを強く求める。

我々は、以下の事項の実現を強く要請し、地方自治確立に向け一致団結し、改革を力強く推進していくことを決議する。

1 第二期地方分権改革の推進

(1) 消費税等の税源移譲などによる地方税源の充実強化

自立した地域をつくるためには、国から地方への税源移譲等により、地方の財政基盤を確立することが不可欠であり、**国税と地方税の税源配分をまずは5：5**とすること。

その際、税源移譲などによる偏在性の少ない地方税体系の構築を行うこと。

- (2) 国と地方の役割分担の見直しと一体的に権限・事務・財源を移譲

「地方にできることは地方が担う」という原則の下、**国と地方の役割分担を見直し、一体的に権限・事務・財源の移譲を進めること。**

- (3) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

国の地方支分部局の廃止・縮小による**国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金の削減**によって国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

- (4) 自治体の自立(律)と連帯を進める「地方共有税」の導入

「**地方交付税**」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「**地方共有税**」に**変更**し、地方固有の共有財源であることを明確にすること。

- (5) 「(仮) 地方行財政会議」の法律による設置

地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、**地方の意見が反映されるよう「(仮) 地方行財政会議」を法律により設置**すること。

2 地方交付税の総額確保と機能堅持

国の財政再建のための一方的な地方交付税の削減は断じてあってはならない。昨年「基本方針2006」において示されたとおり、地方交付税の**現行法定率を堅持し、地方自治体の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保**するとともに地方の財政需要を適切に反映するよう財源調整・財源保障の両機能を堅持すること。

3 地方税源の充実強化と偏在是正

近年、権限、ひと、仕事、情報、カネなどが中央に集中する一方で、多くの地方では、高齢化と人口減少が同時進行し、地域間の格差は拡大している。

このため、地方の活力なくして国の発展はないという見地から、国税と地方税の税源配分をまずは5：5とする地方税源の充実強化が必要である。その場合、**税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築**することが必要であり、まず**地方消費税の充実**に最優先で取り組むこと。

あわせて、地方税の応益負担や負担分任の原則、税源涵養インセンティブの確保等に配慮しつつ、税源偏在の是正のため次のような課題について、検討を進めていくこと。

- ①国税と地方税との税体系のあり方
- ②地方交付税原資としての税目のあり方
- ③地方法人課税における分割基準のあり方
- ④地方消費税の清算基準のあり方

「ふるさと納税制度」については、上記に掲げた税源偏在是正のための課題の検討と一体的に議論すべきであること。

平成19年6月5日

地 方 六 団 体

(地方自治確立対策協議会)

全 国 知 事 会

全国都道府県議会議長会

全 国 市 長 会

全国市議会議長会

全 国 町 村 会

全国町村議会議長会

地方分権推進連盟